

公認スキーパトロール検定規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公認スキーパトロール検定会（以下「検定会」という。）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。

(年度)

第3条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(実施)

第4条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

(周知)

第5条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第6条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者

(2) 主任検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者

(3) 検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者

(会期)

第7条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。

(会場・回数)

第8条 検定会の会場は、1会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。

(受検資格)

第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 受検する年度の4月1日時点で20歳以上

(2) 受検する年度の受検申込期限までに、スキー級別テスト1級（スキープライズテストを含む。）に合格した者又はスキー準指導員以上の資格が有効な者

(3) 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、救急I課程修了者（消防学校において、135時間以上の教育を受けた者）、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること

(4) 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする

(合格者の手続)

第10条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本

連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告及び発表)

第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

(検定基準)

第12条 検定基準は、別にこれを定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年 8月	改訂
昭和63年 5月	改訂
平成 5年 6月 26日	改正
平成 8年 10月 15日	改正
平成12年 9月 20日	改正
平成18年 11月 1日	改正
平成20年 6月 25日	改正
平成23年 9月 20日	改正
平成25年 7月 9日	改正
平成28年 7月 15日	改正
平成29年 7月 15日	改正
令和 2年 11月 6日	改正
令和 5年 7月 5日	改正